

# 第 1 章

## インフラ長寿命化センター活動報告

## 1.1 概要

インフラ長寿命化センターの概要を以下に示す。

### (1) 目的

センターは、本学部及び長崎大学並びに長崎県、国の関係機関等との連携のもと、道路、河川、港湾、電気、水道、ガスなどのインフラ構造物の長寿命化に関する研究及び地方自治体等への技術支援並びに学生に対する教育支援等を総合的に行うことにより、インフラ構造物の長寿命化を図るための研究拠点を形成することを目的とする。

### (2) 業務

センターの上記の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- 1) インフラ長寿命化に特化した研究拠点形成に関すること。
- 2) 地方自治体等への技術支援等の地域貢献に関すること。
- 3) インフラ長寿命化に係る学生の教育支援に関すること。
- 4) その他センターの目的を達成するために必要な業務

### (3) 組織

平成 25 年度のインフラ長寿命化センター構成員を次に示す。

センター長	松田浩
副センター長	山下敬彦、中村聖三
I 部門 モニタリング 健全度診断	部門長：奥松俊博 勝田順一、田中俊幸、下本陽一、西川貴文 高尾雄二、出水亨
II 部門 補修補強、材料・工法	部門長：才本明秀 近藤慎一郎、田邊秀二、諸麦俊司
III 部門 マネジメント戦略	部門長：森田千尋 蔣宇静、多田彰秀、山口朝彦、西田渉、 森山雅雄、杉本知史、安武敦子、坂口大作 杉山和一、全 炳徳

### (4) 審査委員会とその組織

センターの運営に係る具体的事項を審議するため、インフラ長寿命化センター審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。審査委員会は、次の委員をもって組織する。

- 1) センター長
- 2) 副センター長
- 3) 部門長
- 4) その他センター長が必要と認めた者

(5) 内規

(設置)

第1条 長崎大学大学院工学研究科（以下「本研究科」という。）に、長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本研究科及び長崎大学並びに長崎県、国の関係機関等との連携のもと、道路、河川、港湾、電気、水道、ガスなどのインフラ構造物の長寿命化に関する研究及び地方自治体等への技術支援並びに学生に対する教育支援等を総合的に行うことにより、インフラ構造物の長寿命化を図るための研究拠点を形成することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) インフラ長寿命化に特化した研究拠点形成に関すること。
- (2) 地方自治体等への技術支援等の地域貢献に関すること。
- (3) インフラ長寿命化に係る学生の教育支援に関すること。
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 兼務教員
- (4) 兼務技術職員
- (5) 協力教員
- (6) 協力技術職員
- (7) その他センター長が必要と認めた者

(センター長)

第5条 センター長は、本研究科の教授をもって充てる。

- 2 センター長は、研究科長が選考し、命ずる。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長は、センターの業務を掌理する。

(職員の任命)

第6条 第4条第2号から第7号の職員は、センター長の推薦に基づき、研究科長が命ずる。

(組織)

第7条 センターは、次に掲げる3部門で組織する。

- (1) モニタリング・健全度診断部門
  - (2) 補修補強材料・工法部門
  - (3) マネジメント戦略部門
- 2 部門に部門長を置き、センター長が指名する兼務教員をもって充てる。
  - 3 部門長は、当該部門における研究を統括するとともに、他部門との連携を図る。
  - 4 部門に部門員を置き、第4条第3号及び第4号に掲げる職員（第2項の規定により部門長となる兼務職員を除く。）を配置する。

5 部門員の配置は、センター長が行う。

(学外者の協力)

第8条 センターの業務を遂行するため、必要に応じ、学外者の協力を求めることができる。

(運営委員会)

第9条 センターに、センターの運営に係る具体的事項を審議するため、長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(運営委員会の組織)

第10条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの部門長
- (4) 研究企画推進委員会委員長
- (5) その他研究科長が必要と認めた者

2 前項第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項第5号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第11条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会議)

第12条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

(関係者の出席)

第13条 委員長が必要と認めたときは、委員会に構成員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第14条 センターの事務及び運営委員会の事務は、センターにおいて処理する。ただし、外部資金の取扱い等の事務は、工学部事務部において処理する。

(補則)

第15条 この内規に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

## 1. 2 活動状況

以下に本センターの活動について示す。

### 1) 平成 25 年度「“道守”養成ユニット」実施内容

県内の自治体職員、建設・コンサルタント業、NPO、地域住民を対象とし、人材養成ユニットをインフラ長寿命化センターの任務として位置づけ、本年度は「道守補養成コース」「道守補助員養成コース」を開設した。道守補コースにおいては地方自治体職員の養成に力を入れ、道守補助員コースにおいては、地域に偏らない一定数の道守養成に努めるべく、九州電力、放送大学生を対象にした養成も行った。**第 2 章参照**

### 2) 「観光ナガサキを支える“道守”養成ユニット」最終成果報告と評価結果

平成 20 年度～24 年度まで実施した文部科学省科学技術戦略推進費（地域再生人材創出拠点の形成）「観光ナガサキを支える“道守”養成ユニット」が最終評価で A 評価を受けた。

**第 5 章参照**

### 3) 「長崎県の産業を支える人材育成事業（地域を支える建設分野の人材育成事業）」

長崎県立工業高校において、建設・土木系学科に在籍する生徒を対象に、学校と民間企業及び大学が連携して、地域産業を担う人材の育成を行った。事業の一環である「インフラ長寿命化体験実習」を担当し、道守養成ユニット修了者の協力の下、工業高校生徒に対して講義、点検演習、現場実習を行った。**第 3 章参照**

### 4) 成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業「地域ニーズに応えるインフラ再生技術者育成のためのカリキュラム設計」について

地域ニーズに応えるインフラ再生技術者育成のためのカリキュラム設計を主題として、先行して再生技術者を育成している岐阜大学及び長崎大学両方のカリキュラムを再検討し、長岡技術科学大学や愛媛大学並びに山口大学でも人材育成事業を開始する運びとなった。カリキュラムの再検討、定着度調査、行政ニーズ調査を実施し、コア・ローカルカリキュラムを構築し、全国展開に向けた試行を始めた。**第 4 章参照**

### 5) 外部資金への申請と採択状況

**第 6 章参照**

### 6) 研究活動

**第 7 章参照**